

ネットワークセキュリティ維持税制のご案内

総務省情報流通行政局

「ネットワークセキュリティ維持税制」は、法人又は個人事業者がインターネットを利用する際のセキュリティの向上を図ることを促進するための税制特例措置です。

以下に掲げる対象者が、2006年4月1日から2008年3月31日までの間にネットワークセキュリティ維持装置を取得した場合、固定資産税の課税標準が圧縮されることとなります。

制度の概要は、以下のとおりです。

<対象者>

以下の①又は②のいずれかに適合する方が対象となります。

- ① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ② 従業員数300人以下の会社及び個人事業者

<対象設備>

対象設備名	概要
ネットワークセキュリティ維持装置 (地方総合通信局長（沖縄県にあっては沖縄総合通信事務所長）の証明を受けたものに限ります。)	次の条件を満たす電気通信機器であること。 1 あらかじめ設定された通信プロトコルのみを送信及び受信する機能並びにあらかじめ設定された特徴のパケットを含む通信を遮断する機能を有すること。 2 電気通信回線に接続されるものであること。 3 取得価格が250万円以上であること。

※ 各区域を管轄する地方総合通信局等については、3～4ページをご覧ください。

<税制支援の内容>

(1) 軽減措置

地方税 「固定資産税」について、取得後5年分について課税標準を5/6に圧縮することが認められます。

(2) 適用期間

2006年4月1日から2008年3月31日までに取得したものであること。

(3) 参考

国税（所得税、法人税）に係る税制については、「情報基盤強化税制」をご利用ください。

<手続き>

(1) 証明手続き

ネットワークセキュリティ維持税制のご利用にあたっては、地方総合通信局長（沖縄県にあつては、沖縄総合通信事務所長）が発行する、当該設備が本税制の適用対象になることの証明書が必要となります。証明書の発行の申請は、次の書類を作成のうえ、対象設備の所在地を管轄する地方総合通信局へ御提出ください。（管轄区域は3～4ページをご覧ください。）

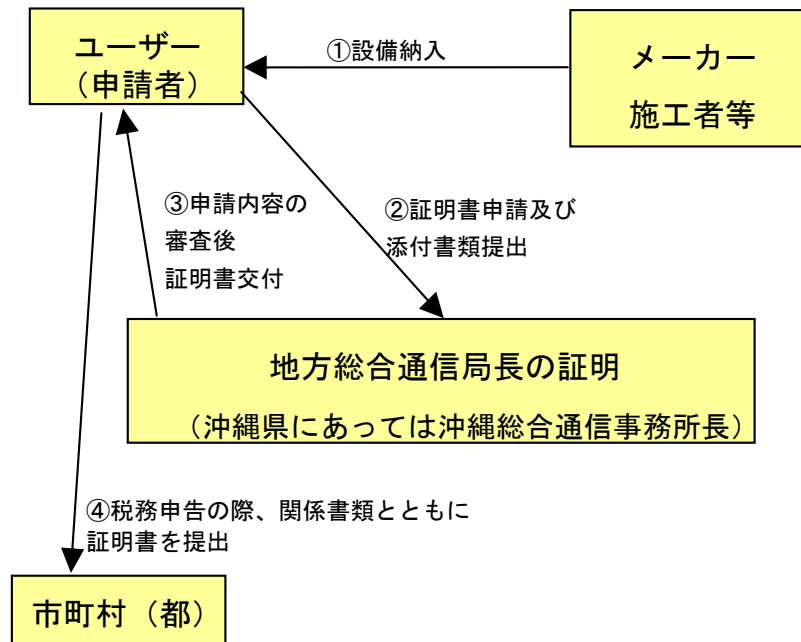
地方総合通信局へ提出する申請書類

- ① 証明申請書（様式は別添のとおり。）
- ② 添付書類
 - ・ あらかじめ設定された通信プロトコルのみを送信及び受信する機能並びにあらかじめ設定された特徴のパケットを含む通信を遮断する機能を有することを示す書類（製品カタログ又はパンフレット若しくはこれらの写しでも可）。
 - ・ 電気通信回線に接続されることを示す書類
 - ・ 1台又は1基の取得価格が250万円以上であることを示す書類

(2) 税務申告手続き

税務申告の際に、関係書類とともに証明書を市町村（東京特別区にあつては都）に提出します。

【スキーム図】



総務省総合通信局の管轄区域及び所在地・電話番号

〔北海道〕

北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
【電気通信事業課】011-709-2311 (代) (内線4704)

〔青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県〕

東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
【情報通信連携推進課】022-221-9578

〔茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県〕

関東総合通信局 〒100-8795 千代田区丸の内1-6-1
【電気通信事業課】03-5220-5397

〔新潟県・長野県〕

信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
【電気通信事業課】026-234-9948

〔富山県・石川県・福井県〕

北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
【電気通信事業課】076-233-4421

〔岐阜県・静岡県・愛知県・三重県〕

東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
【電気通信事業課】052-971-9402

〔滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県〕

近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
【電気通信事業課】06-6942-8518

〔鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県〕

中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
【電気通信事業課】082-222-3377

〔徳島県・香川県・愛媛県・高知県〕

四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5
【電気通信事業課】089-936-5042

〔福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県〕
九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸 1-4
【電気通信事業課】 096-326-7823

〔沖縄県〕
沖縄総合通信事務所 〒900-8797 那覇市東町 26-29
【情報通信課】 098-865-2302

本税制に関してご不明な点がある場合は、**お近くの各地方総合通信局等** 又は **総務省情報通信政策局情報セキュリティ対策室**（TEL 03-5253-5749）あてにお問い合わせ下さい。

地方税法施行規則附則第6条第76項に規定する
電気通信設備であることの証明申請書

総合通信局長 殿
(又は沖縄総合通信事務所長)

申請年月日 平成 年 月 日

住所

申請者名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっ
ては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者
が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)
(連絡先 電話： 担当者：)

地方税法施行規則附則第6条第76項に規定する電気通信設備であることについ
て、証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

証明を受けようとする 電気通信設備の名称	ネットワークセキュリティ 維持装置
所在地	
製造社名/型式及び数量	
取得年月日	
取得価額 (1台又は1基ごとの取 得価額を記載すること。)	円

本申請に係る電気通信設備は、地方税法施行規則附則第6条第76項に規定する電気
通信設備であることについて証明します。

第 号
平成 年 月 日

総合通信局長
(又は沖縄総合通信事務所長)